

交付事業説明書

補助対象設備一覧表

	対象設備	交付要件
1	太陽光発電設備 (自家消費型)	<ul style="list-style-type: none"> (1) 地域脱炭素移行・再エネ推進交付金実施要領別紙2の2.ア(ア)の要件を満たすこと (2) 本市の区域内に設置されるもの (3) 中古品でないこと (4) リース契約によって導入されていないこと (5) 自家消費率 個人：30%以上かつ出力が5kw以内のもの 市内事業者及びマンション管理組合：50%以上 (6) 固定価格買取制度(FIT制度)、FIP制度の認定を取得しないこと (7) 法定耐用年数を経過するまでJ-クレジット制度の登録を行わないこと (8) 自己託送を行わないこと (9) 「事業計画策定ガイドライン(太陽光発電)」(資源エネルギー庁)に定める遵守事項等に準拠すること (10) 国、県又は市町村等から他の補助金等の負担又は補助を得て導入する設備でないこと
2	蓄電池 (家庭用、業務用)	<ul style="list-style-type: none"> (1) 地域脱炭素移行・再エネ推進交付金実施要領別紙2の2.ア(イ)の要件を満たすこと (2) 本市の区域内に設置されるもの (3) 中古品でないこと (4) リース契約によって導入されていないこと (5) 家庭用：4,800Ah・セル相当のkWh未満 業務用：4,800Ah・セル相当のkWh以上の蓄電池であること (6) 停電時のみに利用する非常用予備電源でないこと (7) 1の付帯設備(過年度に本事業で設置したものも含む)であること(蓄電池のみの申請は不可) (8) 国、県又は市町村等から他の補助金等の負担又は補助を得て導入する設備でないこと

3	<p>車載型蓄電池 (電気自動車又はプラグインハイブリッド自動車)</p>	<p>(1) 地域脱炭素移行・再エネ推進交付金実施要領別紙2の2.ア(ウ)の要件を満たすこと (2) 本市の区域内に設置されるもの (3) 中古品でないこと (4) リース契約によって導入されていないこと (5) 1の付帯設備(過年度に本事業で設置したのも含む)であること(車載型蓄電池のみの申請は不可) (6) 原則として1と接続して充電を行うものであること (7) 「CEV補助金」の「補助対象車両一覧」の銘柄に限る (8) 国、県又は市町村等から他の補助金等の負担又は補助を得て導入する設備でないこと(当該車両については、「CEV補助金」の併用はしないこと)</p>
4	<p>充放電設備及び充電設備</p>	<p>(1) 地域脱炭素移行・再エネ推進交付金実施要領別紙2の2.ア(エ)の要件を満たすこと (2) 本市の区域内に設置されるもの (3) 中古品でないこと (4) リース契約によって導入されていないこと (5) 1及び3(過年度に本事業で設置したのも含む)の付帯設備であること (6) 原則として1と接続して充電を行うものであること (7) 経済産業省「クリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てんインフラ等導入促進補助金」で交付対象となる銘柄に限る (8) 国、県又は市町村等から他の補助金等の負担又は補助を得て導入する設備でないこと</p>
5	<p>コージェネレーションシステム (エネファーム)</p>	<p>(1) 地域脱炭素移行・再エネ推進交付金実施要領別紙2の2.エ(ヌ)の要件を満たすこと (2) 一般社団法人燃料電池普及促進協会で機器登録されているもの (3) 本市の区域内に設置されるもの (4) 中古品でないこと (5) リース契約によって導入されていないこと (6) 国、県又は市町村等から他の補助金等の負担又は補助を得て導入する設備でないこと</p>

6	高効率空調機器	<p>(1) 地域脱炭素移行・再エネ推進交付金実施要領別紙2の2.エ(ヌ)の要件を満たすこと</p> <p>(2) 本市の区域内に設置されるもの</p> <p>(3) 中古品でないこと</p> <p>(4) リース契約によって導入されていないこと</p> <p>(5) 従来の空調機器等に対して30%以上省CO2効果が得られるもの</p> <p>(6) 国、県又は市町村等から他の補助金等の負担又は補助を得て導入する設備でないこと</p>
---	---------	---

補助対象者一覧表

	対象設備	交付要件
1	<p>1 太陽光発電設備 (自家消費型)</p> <p>2 蓄電池(家庭用・業務用)</p> <p>3 車載型蓄電池 (電気自動車又はプラグインハイブリッド自動車)</p> <p>4 充放電設備又は充電設備</p>	<p>(1) 自ら所有し居住する市内の一戸建て住宅、又は自ら所有し居住するために新築する市内の一戸建て住宅に補助対象設備を設置する者</p> <p>(2) 自ら所有し事業を行う市内の事業所、又は自ら所有し事業を行うために新築する市内の事業所に補助対象設備を設置する者</p> <p>(3) 市内の分譲マンションで本市の「マンション管理計画認定制度」による認定を受けている管理組合</p>
2	<p>5 コージェネレーションシステム (エネファーム)</p>	<p>(1) 自ら所有し居住する市内の一戸建て住宅、又は自ら所有し居住するために新築する市内の一戸建て住宅に補助対象設備を設置する者</p> <p>(2) 自ら所有し居住する市内の分譲マンション、又は自ら所有し居住するために購入する分譲マンションの専用部分に補助対象設備を設置する者</p>
3	<p>6 高効率空調機器</p>	<p>(1) 自ら所有し事業を行う市内の事業所、又は自ら所有し事業を行うために新築する市内の事業所に補助対象設備を設置する者</p> <p>(2) 市内の分譲マンションで本市の「マンション管理計画認定制度」による認定を受けている管理組合</p>

補助金申請フローのイメージ

- (1) 補助金の申請フローについては、業務受託後に協議をしたうえで最終決定すること。ただし、環境省への報告等の期限に十分対応できるスケジュールとすること。
- (2) 受託者は、下記申請フローに記載の、「事務局」に該当する部分の役割を担い、問い合わせに対する回答業務、申請書類の受領・確認・修正依頼等の受付業務を実施すること。
- (3) 契約締結後、6月中旬の販売店・施工業者の参加登録受付開始までに、フローの決定、登録方法の決定、申請書類の受付方法の決定、QAの作成等について、市担当者との協議しながら完了すること。

